

大 第 6 8 6 号
令和 5 年 9 月 2 9 日

一般社団法人千葉県環境保全協議会会長 様

千葉県環境生活部大気保全課長
(公 印 省 略)

有資格者による石綿事前調査の義務化に係る周知用リーフレットに
ついて (送付)

本県の環境行政の推進につきましては、日頃御協力頂きお礼申し上げます。

さて、改正大気汚染防止法及び改正石綿障害予防規則の施行により、令和 5 年
10 月 1 日から、有資格者による建築物の解体等工事における石綿事前調査の実
施が義務化されます。

この度、厚生労働省が周知のために下記資料を作成したので、参考までに送付
致します。

記

- 1 改正石綿障害予防規則に関するリーフレット (厚生労働省作成)
- 2 改正石綿障害予防規則に関するポスター (厚生労働省作成)

【担当】

千葉県環境生活部大気保全課

大気規制班 関口

TEL : 043-223-3804

E-mail : e-taiki@mz.pref.chiba.lg.jp